

(卸売販売業の営業所の構造設備)

第三条 卸売販売業の営業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 換気が充分であり、かつ、清潔であること。
 - 二 当該卸売販売業以外の卸売販売業の営業所の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
 - 三 面積は、おおむね一〇〇平方メートル以上とし、卸売販売業の業務を適切に行うことができるものであること。ただし、医薬品を衛生的に、かつ、安全に保管するのに支障がなく、かつ、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
 - 四 医薬品を通常交付する場所は、六〇ルクス以上の明るさを有すること。
 - 五 冷暗貯蔵のための設備を有すること。ただし、冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合は、この限りでない。
 - 六 鍵のかかる貯蔵設備を有すること。ただし、毒薬を取り扱わない場合は、この限りでない。
 - 七 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。
- 2 放射性医薬品を取り扱う卸売販売業の営業所については、第一条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「調剤室」とあるのは、「作業室」と読み替えるものとする。

(平二一厚労令一〇・全改、平二六厚労令八・平二九厚労令一〇七・一部改正)